

R2.3.6 議会運営委員会

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、執行部の新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、本日の議事運営について御協議願うため、急きょお集りいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 本日の議事運営について

森田委員長 まず、本日の議事運営についてである。
 初めに、執行部の新型コロナウイルス感染症への対応について、総務部長、説明願う。

君塚総務部長 新型コロナウイルス感染症への対応について、御説明する。
 本日、新型コロナウイルス感染症の新たな患者が確認され、午後1時30分から知事出席による記者会見を行う必要が生じた。この記者会見は、最大で1時間を超え2時50分程度までかかる可能性もあるところである。このため、本日の本会議について、午後の日程を御検討いただきたいと考えている。
 私からの説明は、以上である。

森田委員長 何か御質問、御意見はございませんか。

米田委員 通常、毎日午後4時30分から記者会見を開いてということでやってきてきている。急きょ、時間を繰り上げて記者会見を開かなければならないというのは、毎日の記者会見と何か違いがあるのか。

君塚総務部長 毎日、午後4時30分から主に健康政策部が記者会見を開いているが、今まで感染事例が出てきたその延長線上の話であれば、ここの中で整理をするということになっている。今回は、この整理におさまらないものということで、知事出席で緊急に会見をさせていただくということである。

坂本委員 今後の対応ということで、今回はこういう形になったが、例えばもっと早い時間でわかっているのであれば、10時の開会をおくらせて早急に記者会見をしなければならないという場合もあってしかるべきかなと思う。その辺を、これまでも議運で柔軟な対応をしていくということにしているの、執行部のほうも、もし早急にしなければならない記者会見であれば、もっと早い段階でやるということも検討してもらったらいいと思う。

森田委員長 そのとおり、柔軟な対応でやっていくが、不可抗力というか、時間的なタイミングがあるので、わかればそういう対応を議会も望むところであるので、よろしく願う。

それでは、執行部の新型コロナウイルス感染症への対応のため、午後の本会議再開をおくらせることとし、再開時刻は午後3時をめどとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、本会議の再開時刻は、午後3時をめどとする。
 ここで、本日の一問一答の日程案をお手元にお配りする。

R2. 3. 6 議会運営委員会

(事務局、一問一答日程(案)を配付)

森田委員長 本日の一問一答の日程は、この案によることといたしたいので、御了承願う。

(了 承)

2. その他

森田委員長 最後に、その他で何かないか。

西森副委員長 きょう午前中の一問一答において、田所議員の質問である。質問項目の中に文化生活スポーツ部長の名前がなかったが、そこで答弁がなされたことに関して教えてもらえれば。通告がされていたのかどうか。

吉岡議事課長 事前に、田所議員から議長あてに発言通告書が出ており、こちらにおいては人権課題と人権教育について、文化生活スポーツ部長という名前の記載がある。

桑名議長 要は、定稿が追加で来ていたので、定稿が先に刷られるわけだから、ああいうことがあったと思うが、議長としては、きょうの通告している答弁者というのは報告を受けていて、認めている。

西森副委員長 定稿が先に刷られるのか。

弘田局長 先に通告書が来るが、定稿は1問目の答弁者のみが載っているもので、全ての発言者がいない場合もあるということである。

梶原委員 配られている定稿では、答弁者が部長になっているが、その後知事に問うとかいう、そういう事例も結構見受けられる。それが、通告しているのかしていないのか、私たちはわからない状態で議場で聞いている。後で、事務局に確認をすれば、通告書の答弁者の欄には知事の名前もありましたということだが、それがあのかないのかかわからない状態が結構多い。そこは、事務局で精査をして、定稿に答弁する者の名前がないときは、事務局から指摘をするということをしないと。定稿を見て、通告書の答弁者に名前があるかないか、こちらで判断が付きにくい場合があるので、そこは事務局にお願いしたいと思う。

西森副委員長 質問項目が出ていて、それにのっとって我々は確認をしている。そこに載っていない人に答弁を求めた場合、例えば議事進行動議とかを出してしまう場合があるのではないかという気もする。もし、答弁者が載っていないのではないかという形でやってしまった場合に、いやいや、実は載っていましたとなったら…。

桑名議長 意見としてである。そもそも定稿は、もともと皆さん方に配っていなかった。定稿は、どう変わるか、これはぎりぎりまでわからないことである。定稿を配るというのは、あのときの議論であれば、あくまでも皆さん方が何らかの参考にするということであったので、こういう問答が出る。もし、それが問題であって、定稿を出さないようにしたら、そういう問題は解決される。要は、どういった議論で定稿を

R2.3.6 議会運営委員会

- 皆さん方のお手元に配るようになったかということを考えてら、また一つ答えができるのではないかと思います。
- 西森副委員長 そうすると、議長のさばきの中で議長が指名するのだから、それを答弁者として認めるということになるということですかね。例えば、それが通告に出てきていない形で答弁を求めた場合は、議長が当然その答弁者に関しては指名しないと。
- 森田委員長 事務局から、何か説明があるか。
- 弘田局長 先ほど、議長が言われたとおり、質問項目は最初は配っていなかったが、皆さんが議場で質問を聞くというところの参考で配ると。当時、これはまだ変わる可能性があるという整理でお配りしたと思う。
- 森田委員長 そういう前提があるんだね。
- 梶原委員 定稿を配る、配らないという以前に、本来は1問目でした答弁者に対して再質問をするべきだが、1問目で問うていないことを、例えば知事に問い直すという事例が結構見受けられる。それを、後で聞いたら、通告書には知事と書いていますと言われて初めてわかる。基本的には、最初答弁したもので派生して、どうしても代わって聞かなければならない場合なんかも否定できないが、定稿があるかないかと言えば、ないほうが余計に1問目で聞いていないのになぜかという話にもなってくる。その整理である。
- 吉岡議事課長 一問一答ではないが、一括質問の再質問、再々質問の整理が1点ある。「再質問は、1回目の答弁では不十分であったり、あるいは、答弁によりさらに疑義が生じたといった場合に再度質問するものである。」、「1問目と再質問に、連続性、必然性が認められる場合には、議員の良識に任せる。」となっているので、全く違う方に再質問はあり得ないという前提にはなっている。これは、一括質問のときの議論の整理である。
以上である。
- 大石委員 技術的な話で恐縮であるが、定稿は総務部であるが、議会事務局のほうで通告の項目は配っている。今後、そこに答弁者も一緒に記載することにしたかどうか。
- 吉岡議事課長 傍聴者、議員の机に配っている質問項目は、事務局が作成している。それに、例えば答弁者の名前を入れるということではできるかと考えるので、検討したいと思う。
- 森田委員長 この件は、事務局で検討して整理し、御報告をするということで、御了承願う。

(了 承)
- 森田委員長 それでは、協議事項は、以上である。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。